

青少年育成団体について

狛江市教育委員会では、市内の小中学生誰もがスポーツ等に親しむ機会を持つことができるよう、そのような活動をボランティアで行う団体を『青少年育成団体』として認定し、支援しています。

認定された団体は、あらかじめ申告された小中学校の体育館・運動場の一施設に限り、一定区分（体育館 20 区分／月、運動場 12 区分／月）を一般団体に先んじて優先予約することができるほか、学校施設利用料も無料となる特典があります。

この制度の趣旨に沿い、青少年育成団体としての認定要件は、社会教育関係団体や施設利用団体の要件を満たすことに加えて、

- ①指導者の立場の者以外の会員が、全て小中学生であること（一緒に練習する立場の高校生以上の会員を指導者として登録することはできません）
- ②小中学生は、市内在住者が 4/5（80%）以上であること（故意に市外在住者を名簿から削除するなどは認められません）
- ③指導者が無償のボランティアであること（謝礼、報酬などを出す・受ける場合は、社会教育関係団体（高校生以下団体）となります）

を満たすことが必要となります。

また、優先予約および無料使用という特典に鑑みて、原則として同一人物（小中学生）を複数の青少年育成団体に所属させることはできません。

要件を満たし、趣旨に沿った活動を行うよう努めてください。多くの小中学生が最小限の費用でスポーツ等に親しむことができるよう、限りある施設を譲り合っ
て利用いただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、これらの要件が満たせなくなった場合でも、社会教育関係団体又は施設利用団体の高校生以下団体として登録し、施設を利用することは可能です。変更がある場合は、社会教育課までお知らせください。

【問い合わせ】

社会教育課社会教育係

電話 03-3430-1111（内 2372）